

マイナンバーカードのご利用について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整え、当院を受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うことができます。

月に1回の保険内容確認時は、資格確認書、マイナンバーカードのどちらかを事務の窓口へご提示ください。(マイナンバーカードでの保険内容確認の利用時間 平日 8:30～17:00)

※介護保険関係証書、公費負担医療制度(福祉医療、難病医療、自立支援医療等)をご利用の方については、引き続き各種証書の確認が必要となりますのでご提示をお願いします。

※オンライン資格確認にあたり、個人情報『審査支払機関又は保険者への照会』目的で利用することとなります。加入状況が確認できない場合はお声をかけさせていただきます。情報提供に同意されない方はお申し出ください。ご協力お願い致します。

※他の医療機関からの紹介状を持ってこられた方は受付で提出をお願い致します。

■オンライン資格確認のメリット■

- ◆限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申し込みと提示が不要となります。
- ◆マイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、お薬や特定健診の情報を医師や薬剤師とスムーズに共有することができます。

■顔認証付きカードリーダーのご利用について■

- ◆スマートフォンに保険情報の利用登録をされている方はスマートフォンをマイナ保険証として利用できます。

■の算定について■

当院は【電子的診療情報連携体制整備加算】の算定医療機関です。

オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことにより、質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、【電子的診療情報連携体制整備加算】として、2026年6月より初診時4点・再診時(3月に1回)に2点を算定します。